

3条約(ストックホルム条約・バーゼル条約・ロッテルダム条約)の概要

●残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約【2004年5月発効】

ストックホルム条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、DDT等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。(日本は2002年8月に条約締結)

●有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約【1992年5月発効】

バーゼル条約とは、有害廃棄物等の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続きを規定している条約です。(日本は1993年9月に条約締結)

●国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約【2004年2月発効】

ロッテルダム条約とは、先進国で使用が禁止または厳しく制限されている有害な化学物質や駆除剤が、開発途上国にむやみに輸出されることを防ぐために、締約国間の輸出に当たっての事前通報・同意手続(Prior Informed Consent: PIC)等を規定している条約です。(日本は1999年8月に条約締結)